

# 製材におけるフラッグシップ輸出産地の選定基準

## 輸出産地のイメージ

木材加工事業者を中心に、林業経営体、輸出商社が一体となって形成された輸出産地



## 選定対象とする輸出産地

対象品目	製材
輸出地域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 林業を主として行う複数の生産者等がまとまりをもって製材の生産を行っていること。</li> <li>▶ 木材加工事業者等が生産者と一体となって輸出に取り組んでいる場合は、これらを含めて輸出産地とすることができる。</li> </ul>
輸出産地の形態例	▶ 木材加工事業者、林業経営体、輸出商社等が一体となって形成された輸出産地

## 輸出産地の選定基準

輸出先国・地域の規制やニーズの例	<p><b>規制対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国内における製材の熱処理等の植物検疫対応</li> <li>▶ 木材の合法性・持続可能性の証明への対応</li> </ul> <p><b>ニーズ対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 輸出先国で流通する規格に合わせた製材加工</li> <li>▶ 森林認証（FSC、SGEC/PEFC）への対応</li> </ul>
輸出実績の要件	▶ 直近1年間の輸出額が5,000万円以上
継続的・安定的な輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2年以上継続的に輸出に取り組んでいること。</li> <li>② ①の期間中いずれかの年に2か国（地域）以上に輸出を行っていること。</li> </ul>

# 水産物におけるフラッグシップ輸出産地の選定基準

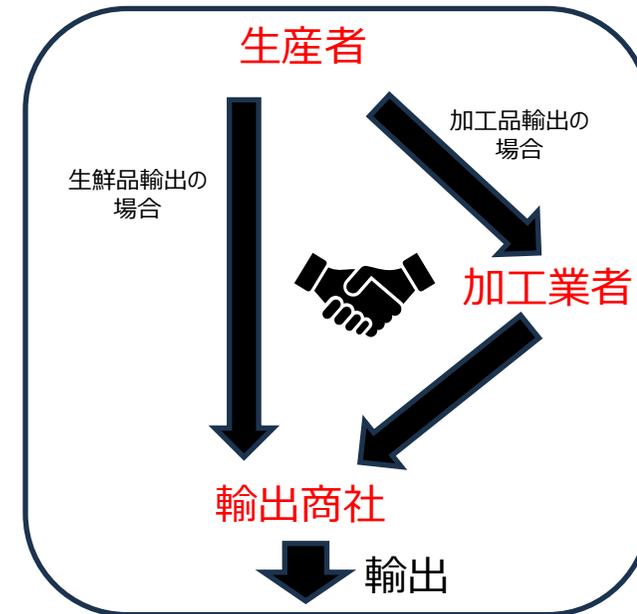
## フラッグシップ輸出産地の選定対象とする水産物の輸出産地

- **対象とする品目：**  
水産物、水産加工品（別添1参照）、錦鯉、真珠を対象とする。
- **輸出している地域の考え方：**  
市町村単位で特定できる地域を対象。水産物については、複数の地域の漁船が同一の漁港で水揚げを行う場合は、**当該漁港の所在地を輸出している地域とすることが出来る**（別添2参照）。
- **輸出産地の形態の例：**
  - ・漁協等の地域的なまとまりをもって形成された輸出産地
  - ・水産加工業者や輸出商社等と生産者が一体となって形成された輸出産地（水産物輸出コンソーシアム等）

## 水産物におけるフラッグシップ輸出産地の選定基準

- **輸出先国・地域の規制やニーズに取り組んでいるか：**  
（規制対応）輸出水産物の取扱要綱に定められる要件や輸出先国が求める衛生管理基準等への対応  
（ニーズ対応）輸出先国・地域の需要に応じたサイズ育成や安定的なロット確保に向けた取組（人工種苗の導入等）  
FSSC22000、HACCP、エコラベル認証（MSC、MEL、ASC等）の認証取得
  - **輸出実績の要件を満たしているか：**直近1年間の輸出額が **10,000万円以上**
  - **継続的・安定的なサプライチェーンを形成し輸出に取り組んでいるか：**
    - ① 2年以上継続的に輸出に取り組んでいること。
    - ② ①の期間中いずれかの年に2か国（地域）以上に輸出を行っていること。
- ただし、業者の責に帰さない特別な事情（不漁や輸出先国による科学的根拠に基づかない輸入規制等）がある場合はこの限りではなく、当該事情や各項目の記載内容を踏まえ総合的に判断するものとする。

水産加工業者や輸出商社等と生産者が一体となって形成された輸出産地のイメージ



# 別添 1 : 対象となる水産加工品について

## フラッグシップ輸出産地の選定対象とする水産物の輸出産地

### ○ 対象とする加工品 :

ボイル魚介類（ボイル貝柱等）、燻製魚介類（鰹節等）、塩干魚介類（干物類等）、煮干魚介類（干貝柱等）、塩蔵魚介類（塩蔵なまこ等）、缶詰魚介類（いわし、さば、さんま缶等）、加工海藻類（海苔等）を対象とする。

### ○ 輸出産地の定義 : 選定対象となる「加工品の輸出産地」についても、以下をすべて満たすことが必要。

- (1) 複数の生産者又は複数の生産者と加工処理施設から構成される輸出産地が、
- (2) 加工品の輸出に向けた生産・出荷のためのルールを定め、産地内の生産者等がこれに沿った活動をしていること。

### 水産加工業者と生産者によって構成される輸出産地の例

#### 生産者（漁業・養殖）



- ・エコラベルの**漁業認証**、**養殖認証**の取得、**CoC認証**に向けた対応（生産段階認証の取得）
- ・輸出先国による規制対応（例：EUHACCPに基づく漁船登録、EU向け漁獲証明書の発給対応等）
- ・加工業者と一体となった輸出向けコンソーシアムの設立および輸出に向けた共通ルールの策定

#### 加工業者



- ・エコラベルの**CoC認証**の取得
- ・輸出先国による規制対応（例：EUHACCPに基づく加工施設登録、米国HACCPに基づく加工施設登録等）
- ・生産業者と一体となった輸出向けコンソーシアムの設立および輸出に向けた共通ルールの策定

生産者・加工業者がまとまりをもって輸出に向けた共通ルールを定め、それぞれがこれに沿った活動を行うことが前提

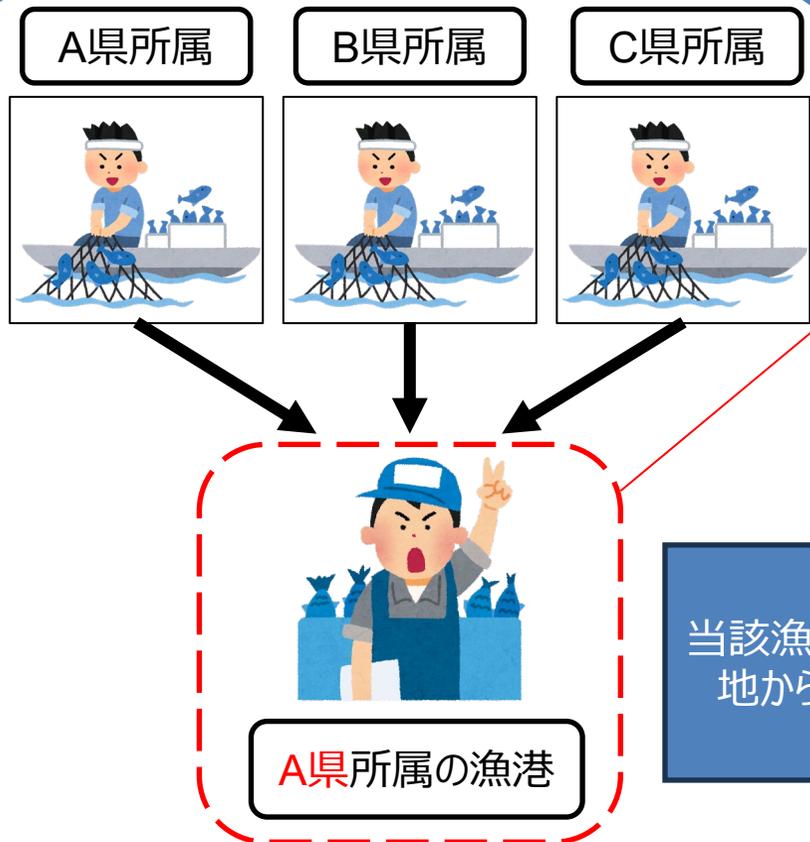


# 別添 2 : 対象となる水産加工品について

## フラッグシップ輸出産地の選定対象とする水産物の輸出産地

### ○ 輸出している地域の考え方 :

- ・市町村単位で特定できる地域を対象。
- ・水産物については、複数の地域の漁船が同一の漁港で水揚げを行う場合は、**当該漁港の所在地を輸出している地域**とすることが出来る。



・複数の地域の漁船が同一の漁港で水揚げを行う場合、FS制度の公募に当たって、関係市町村（左図におけるB県、C県）の登録は要しない。

・漁港の所在地を輸出している地域として、一つの輸出産地として登録することが出来る。